

【2019年度以前入学生適用】

2024年3月4日制定

博士課程 学位審査規程

(出願の要件)

第1条 課程博士の学位を取得しようとするものは、以下の各号に掲げる要件を充足していなければならない。

- (1) 本研究科博士後期課程における修了までの在学期間が3年以上（見込含）であること。ただし、学則第36条の2号3項に該当するものについては、在学期間2年以上で足りるものとする。
- (2) 所定の授業科目について修得すべき単位数以上を修得している、又は修得見込みであること。
- (3) 必要な研究指導を受けていること。

(出願期間及び提出物)

第2条 博士の学位を取得しようとするもので、当該年度の3月末修了見込者にあつては定められた日までに以下の各号に掲げる書類を専攻長を経て研究科長に提出するものとする。なお、(2)(3)(5)については1部を原本とし、(4)は第3条(2)の申請を行うもののみ提出するものとする。(6)の提出の有無については指導教員の指示に従うものとする。

- (1) 学位論文審査願（目録を含む） … 1部
- (2) 学位申請論文 … 5部又は6部（作品審査を伴う場合）
- (3) 学位申請論文要旨 … 5部又は6部（作品審査を伴う場合）
- (4) 博士後期課程入学後の作品 … 2点以上（作品審査を伴う場合）
- (5) 履歴書 … 5部又は6部（作品審査を伴う場合）
- (6) 参考となる他の論文等 … 5部又は6部（作品審査を伴う場合）

2 第2条の出願に先立ち、博士の学位を取得しようとするもの、又は学則第36条2項3号に該当するものは、以下の各号に掲げる書類を定められた日までに指導教員を経て専攻長に提出し、予備審査を受けるものとする。なお、(2)～(3)号については一部を原本とし、(4)に作品を含む場合は、当該作品の写真、あるいは他のメディアを提出するものとする。予備審査では、専攻長と指導教員との合議により、大学院担当教員あるいは学内外の有識者から3名を選んで審査員とする。予定されている学位申請に作品審査を伴う場合は、1名増員することができる。また、予備審査は、提出より原則60日以内に研究科

長へ第2条1項の申請についての可否を報告するものとする。

- (1) 学位論文予備審査願（目録を含む） … 1部
- (2) 学位申請論文草稿 … 5部
- (3) 学位申請論文の要旨 … 5部
- (4) その他の参考資料等 … 5部

(提出論文の書式等)

第3条 第2条1項(1)(2)(3)、2項(1)(3)は別紙指定書式とする。また、博士論文については以下の各号のいずれかに該当する書式、体裁とする。

2 論文で審査を受ける場合は以下の通りとする。

- (1) 文字数は120,000字以上140,000字以内（ただし目次、図版、挿図、注釈及び表等は含まない。）とする。
- (2) 書式形態は、A4縦判横書（段組なし、40字×25行、1ページあたり1,000字）もしくはA4縦判縦書（2段組、1段35字×30行、1ページあたり2,100字）のいずれかに準ずる。
- (3) 表紙は別に定める書式に準ずる。

3 論文及び作品で審査を受ける場合は以下の通りとする。

- (1) 文字数は40,000字以上60,000字以内（ただし目次、図版、挿図、注釈及び表等は含まない。）とする。
- (2) 書式形態は、A4縦判横書（段組なし、40字×25行、1ページあたり1,000字）もしくはA4縦判縦書（二段組、一段35字×30行、1ページあたり2,100字）のいずれかに準ずる。表紙は別に定める書式に準ずる。
- (3) 作品は、博士後期課程入学後に制作した作品2点以上と、これらに係る履歴を明示する資料を提出すること。
- (4) 本号による単位満期退学者による申請の場合も、博士後期課程入学後に制作した作品2点以上と、これらに係る履歴を明示する資料を提出すること。ただし、予備審査の時点で学位申請論文に関係する作品でないと判断された場合は、その作品を学位申請から除外するものとする。
- (5) 提出論文の内容は、上記作品に係わる「作家研究」「素材研究」「技法研究」「理論研究」等とするが、指導教員が特に認めた場合はこの限りではない。

4 上項各号による審査において、不合格となった場合は、1年間を限って再審査を認める場合がある。

(審査委員の選出)

第4条 第2条第1項各号の提出があった場合、当該出願者所属の専攻長は、博士論文審査等委員推薦書を研究科長に提出し、審査・試験を行う主査、副査を決するもの

とする。なお、主査は1名とし、副査は学外有識者を1名含む3名とする。ただし、前条1項(2)による提出の場合は副査を増員することができる。

2 前項で選出された主査、副査は学内規程に準じて審査報酬を受ける場合がある。

(審査及び試験)

第5条 主査は、審査の日程や細目について副査と合議し決定するものとする。

2 学位論文審査は、主査、副査が選出された日より原則100日以内に終了しなければならない。

3 学位論文の審査終了後、原則14日以内に当該論文に係る専門分野及びその関連分野に関する学識について口頭試問または筆記試験を行うものとする。

4 前項の実施に先立ち、論文公開発表会を行うものとする。

5 主査は、学位論文審査及び口頭試問または筆記試験の結果につき、副査より「学位(博士)審査結果概要」の提出を受け、合議により可否を決する。ただし、審査及び試験における最終判定責任は主査に帰すものとする。

6 主査は可否について出願者の所属専攻長に「学位(博士)審査報告書」をもって通知するものとし、専攻長はその通知に基づき、拡大研究科委員会開催を研究科長へ申し出るものとする。

(学位授与の議決)

第6条 前条6項の通知について拡大研究科委員会は学位授与の可否について審議し学長が決定するものとする。なお、衆議一致せぬ場合は可否いずれも2/3以上の得票をもって決する。また、本議決内容は議決後原則7日以内に出願者に通知するものとする。

(細則等の委任)

第7条 第2条から前条までに定める事項については、本規程に定めるほか研究科委員会において細目、申し合わせ等を別に定める場合がある。

(正本等の提出)

第8条 審査及び試験に合格した者は、論文正本1部と写し2部、論文の全文及び内容の要旨の電子データを研究科長へ提出しなければならない。提出を怠った者には学位の授与を行わない場合がある。また、正本の書式については別途定める。

(学外者の学位審査)

第9条 学則第37条2に定める本大学院を修了しないものに対する学位審査については別に定める。

(申請手数料及び審査料)

第10条 本大学院博士課程が行う学位審査において、申請手数料及び審査料は下記のとおりとする。

- (1) 入学より6年以内は審査料を徴収しない。なお、休学期間はこれに算入せず、また留学期間はこれを算入する。
- (2) 本条第1項に適用されるのは、単位修得満期退学者で、その後も研究・制作を継続していると専攻会議及び研究科委員会が認めたものに限る。
- (3) 申請手数料については在籍期間中を無料とし、本条第1項に該当する場合でも在籍しない者は当該年度の予備審査段階において35,000円を納入するものとする。
- (4) 納入に関する手続き、方法は別に定める。

(本規程の適用対象)

第11条 本規程は2016年度から2019年度入学生に適用するものとする。

(本規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、研究科委員会の議を経て学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、2024年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、学位（博士）授与に関する内規は廃止する。